

## 高額医療貸付借用証書

金 \_\_\_\_\_ 円也

上記金額を香川縣市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「規程」という。）を承知の上、次の条項により借用しました。

- 借受金は、借受事由である療養に係る高額療養費の支給を受ける際に、当該支給額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除して弁済する。
- 高額療養費の支給額が借用金額に満たない場合は、その残額を即時に弁済する。
- その他規程の定めるところによる。

香川縣市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

所属所名

借受人現住所

氏名

印